

○飯塚市男女共同参画推進事業補助金交付要綱

平成19年7月4日

飯塚市告示第82号

改正H26-373、R4-200、R6-149

(趣旨)

第1条 男女共同参画行政施策の総合的な振興を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与するため、男女共同参画社会実現に向けて活動する市内の各種団体(以下「団体」という。)が行う男女共同参画問題解決のための事業の推進に要する経費について補助する飯塚市男女共同参画推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)の定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(H26-373一改、R4-200一改、R6-149一改)

(対象団体)

第2条 補助の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 団体の運営に関する会則及び予算等の明文の定めを有し、その定めに従い運営され、適切な会計処理が行われていること。
- (2) 5名以上で構成され、その半数以上が市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者であること。
- (3) 市又は関係機関(市長が認める機関に限る。以下同じ。)が開催する男女共同参画推進に関する事業に、参加又は協力できること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象団体としない。

- (1) 未成年者のみで構成される団体
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)並びに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)を構成員に含む団体及び次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。

ア 暴力団員が実質的に運営しているもの

イ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用して

いるもの

ウ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの

(R6-149追加)

(対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、第1条に規定する目的を達成するため対象団体が行う事業であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進啓発に関する事業(以下「啓発事業」という。)
- (2) 男女共同参画推進に関する研修等の参加(以下「研修参加」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 市外で実施する事業(前項第2号は除く。)
- (3) 特定の候補者、政党その他の政治団体の支持及び宗教の普及を目的とする事業
- (4) 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの行う事業
- (5) 国、地方公共団体又は民間からの制度的補助等を受ける事業
- (6) その他市長が適当でないと認める事業

(R6-149追加)

(補助対象経費)

第4条 前条の補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(H26-373全改、R4-200全改、R6-149繰下一改)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 啓発事業 1事業につき6万円以内
- (2) 研修参加 1研修1人につき2,000円以内とし、当該団体の年度内補助金上限は10,000円とする。

(R4-200一改、R6-149繰下一改)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、次の各号に定める書類を、男女共同参画推進啓発事業においては事業実施日の3月前まで、研修

参加においては研修等開催日の1月前までに市長に提出しなければならない。ただし、前年度中に申請が必要な場合はこの限りでない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 団体会則
- (3) 役員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 事業収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、申請書類に不備があると認めるときは、前項の規定に基づき申請した団体に、その補正を求めることができる。

(R4-200一改、R6-149繰下一改)

(補助金交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書により申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。

(R4-200追加、R6-149繰下)

(事業変更の承認)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた団体(以下「補助事業団体」という。)が、交付決定の内容について変更(中止及び廃止を含む。)の承認を受けようとする場合には、補助金変更交付申請書を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請の承認をしたときは、補助金変更交付決定通知書により通知するものとする。

(R4-200追加、R6-149繰下)

(概算払)

第9条 補助事業団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(以下「概算払請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(R4-200追加、R6-149繰下)

(実績報告)

第10条 補助事業団体は、交付の決定に係る会計年度の末日から10日を経過した日又は当該補助対象事業完了(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)の日から1月を経過した日のいずれか早い日までに、次の各号に定める書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(R4-200全改、R6-149繰下)

(補助金等の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業団体に通知するものとする。

(R4-200追加、R6-149繰下)

(経理書類の整備)

第12条 補助事業団体は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(R4-200追加、R6-149繰下)

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助事業団体が補助金を交付の目的以外の用途に使用したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(R4-200追加、R6-149繰下)

(補則)

第14条 この補助金の交付に関し、この告示に定めるものの他様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

(R4-200一改、R6-149繰下)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成26年10月30日告示第373号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年6月6日告示第200号)

この告示は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和6年5月27日告示第149号)

この告示は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

(H26-373一改、R4-200全改、R6-149全改)

補助対象経費

補助対象事業	区分	経費の種類
啓発事業	報償費	講師等謝礼金、託児謝礼金、手話謝礼金など
	旅費	交通費、通行料など
	需用費	消耗品費、印刷製本費、研修会資料代など
	役務費	通信運搬費、保険料など
	使用料	会場使用料、附属設備使用料など
	その他	市町が必要と認める経費
研修参加	研修費	研修等の主催者が開催要領等で示す研修等に係る費用のうち、参加者が負担すべき受講料等の費用(資料代を含む。)